

美幌町

自治基本条例



私たちのまち美幌町は、「水多く・大いなるところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところです。

美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、美幌峠に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や文化を築き、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました。

私たちは、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります。

私たちは、地域主権型社会や少子高齢社会の到来により、今後、多くの課題を自分たちの責任で考え、解決していかなければなりません。そのためには、情報の共有と町民参加を進め、私たちみんなで自治を築いていかなければなりません。

私たちは、今ここに、町民、議会及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

（「美幌町自治基本条例」前文から）

美幌町

1

「自治基本条例」とは



「自治基本条例」ってなんだろう？

「自治基本条例」は「まちの憲法」とも言われているんだ。この条例には、美幌町をさらに住みやすいまちにするための考え方やルールが書かれているんだよ。



「自治基本条例」の「自治」ってなあに？



「自治」とは、「自分たちの地域のことは、自分たちで考えて、自分たちで決めて、自分たちで行動する」ことだね。

美幌町自治基本条例に置き換えると、「美幌町のことを自分たちで考え、決め、行動するための基本となる条例」と言えるかもしれないね。



2

「美幌町自治基本条例」の基本的な考え方

まちづくりの主役はもちろん町民の皆さんです。しかし、すべてのことを町民の皆さんが自らやることは限界があるため、選挙で議員や町長を選び、自治の一部を議会や行政(役場)に信託(信用してまかせること)しています(下の図の青と緑の部分)。

これからは、信託している部分に、もっと町民の皆さんが主体的に関わり、議会や行政(役場)はもっと町民の皆さんの意見を聞いていこうというのが、この条例の基本的な考え方です。

美幌町の自治のイメージ

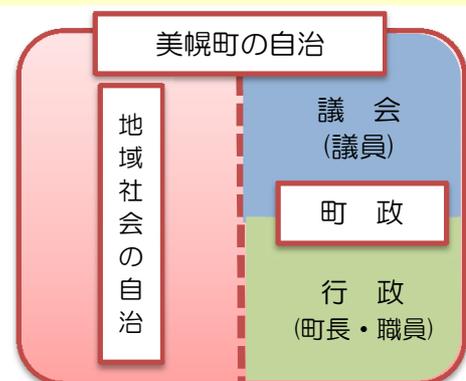
地域社会の自治

+

町政(議会と行政の活動)

=

美幌町の自治



例えば、自分たちでゴミを処理することは難しいから、行政(役場)が税金を使ってゴミ処理場を整備したり、回収をしているんだ。ゴミの分別方法などを決めるときには、町民から意見をもらい決めているんだけど、それにかかる費用(予算)は、町民の代表である議員が議会で決めているんだよ。



この条例でいう「町民」は、町内に住所を有する人の他に町内で働いている人や学んでいる人、町内の法人や団体も含んでいます。

町民は、町政の情報を知る権利や町政に参加する権利、行政サービスを受ける権利を持っています。



まちづくりの主役である町民は、地域活動や町政に積極的に参加する役割があります。

町民

基本原則

- 町民主体
- 情報共有
- 町民参加
- 協働

議会

議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員で構成されています。行政(役場)の仕事をチェックしたり、町の意思を決定したり、さらに自ら政策を提案したりします。そのためには、地域の課題を把握し、町民と情報を共有して町民参加により議会を運営することが必要です。

行政

町長は選挙で選ばれ、町民から行政の運営をまかされています。公正で誠実な行政運営をするとともに、限られたお金を有効に使い、少ないお金でより多くの効果をあげるかなど経営感覚も必要です。

行政(役場)は、町民との情報共有と町民参加を進め、町民と連携・協力し、町民の意思を反映した事務や事業を行わなければなりません。

町民、議会、行政(役場)がいっしょにまちづくりを進めていくためには、みんなが「情報」を共有することが大切です。

例えば・・・

美幌町のホームページを見てみよう



「美幌町」で検索してね

役場の一階にある「町民の部屋(正面玄関の左側には)」だれでもインターネットを自由に見ることができるパソコンがあるよ。

議会や行政(役場)が開催する会議を見に行ってみよう



「広報びほろ」や議会広報「びほろ町ぎかい」、パンフレットなどを読んでみよう



議会の本会議はインターネットでも試行的に公開されているんだよ。もちろん議場へ見に行くこともできるし、行政(役場)が開催している審議会などの会議も見に行くことができるんだ。議会と行政(役場)が発行している広報には、まちの情報がたくさんつまっているんだ。大事なお知らせも載っているからよく読んでほしいな。

5 身近な地域の活動に参加しよう

まちづくりの主役はもちろん町民の皆さんです。
現在も自治会をはじめとした、たくさんの組織や団体が地域をもっとよくするために活動しています。

例えば・・・

まちをきれいにする



イベントなどに参加する



通学路で子どもたちを見守る



地域で支え合う



これまで地域の活動に参加している人は一部の人に偏っていたんだ。これからも地域の活動を継続するためには、もっと多くの人に参加することが必要だね。そこで、この条例では、町民が積極的に地域活動などに参加することを町民の役割としているんだよ。



美幌町をもっとよくするためには、みんなで力を合わせる必要があるね。この条例では「協働」という言葉で、町民と議会、行政(役場)がそれぞれの役割と責任を果たして、お互いの立場を尊重しながら、対等な立場で協力し合っていくことが書かれているんだ。

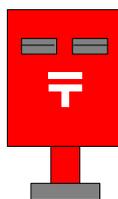
より多くの町民の皆さんのご意見を町政に反映させるため、さまざまな取り組みを行っています。この条例により、さらにその取り組みが広がります。

例えば・・・

行政(役場)の審議会などの
町民委員に応募してみよう



パブリックコメント(意見公募)で
意見を伝えよう



郵 送



FAX



E-MAIL

パブリックコメント(意見公募)は、行政(役場)の基本的な計画や条例等をつくるときに、町民の皆さんなどから意見を聞く制度です。パブリックコメントの実施は、ホームページや広報でお知らせしています。

アンケートに答えよう



議会や町長との意見交換の場など
に行ってみよう



この条例には、住民投票についても書かれているんだよ。住民投票は、美幌町にとってとても重要なことについて、町民一人一人の意思を確認することが必要な場合に、一定の要件を満たせば実施することができるんだ。もちろん住民投票の前に、情報共有と町民の参加によって十分に話し合うことが必要だね。

7 議会や行政(役場)はどのような

この条例には、これまで議会や行政(役場)がやってきた取組で、これからも継続していくべきもののほか、これから新たにやっていく取組が書かれています。

例えば・・・

議会は・・・

- 町民の皆さんとの意見交換をする場を設けます。
- 町民の皆さんへの議会報告会を開催します。
- 議会の本会議などのやり方を変えます。
 - これまで議員が質問したいことをまとめて質問し、町長等がそれに対しまとめて答えていましたが、一問一答の方式になります。
 - 町長等は、議員の質疑や質問に対し反問(逆に質問)することができます。
 - 本会議等で議員同士が自由に議論できるようになります。

行政(役場)は・・・

- 町長は、就任時に宣誓をします。
- 町長は、町民の皆さんとの意見交換をする場を設けます。
- 総合計画等の重要な計画は、計画の内容だけではなく検討内容も公表するなど情報公開を進めます。
- 審議会などの委員を募集するときには、公募により選ばれた委員を含むことが原則となります。
- パブリックコメント(意見公募)、アンケートなどにより、町民の皆さんから幅広く意見を求めます。
- 町の施設の新設、改良、廃止を決めるときには、町民参加を原則とするなど町民参加の対象を広げます。



議会や行政(役場)は、町民の皆さんが町政に参加しやすいようにしていくんだね。そして、ただ意見を聞くだけではなくて、よい意見はしっかり町政に反映させていかなければならないね。

【 条 例 の 構 造 】

前 文

第1章 総則 (第1条～第4条)
目的 用語の定義 基本理念 基本原則

第2章 情報共有
(第5条～第11条)
情報共有 情報提供
説明責任 情報公開
個人情報保護 町民の意見等
会議の公開

第3章 町民参加
(第12条～第16条)
町民参加の基本 町民参加の方法
町民参加の対象
提出された意見等の取扱い
審議会等の委員の選任

第4章 住民投票
(第17条～第18条)
住民投票
住民投票の請求等

第5章 町 民
(第19条～第21条)
町民の権利
町民の役割
事業者の役割

第7章 議 会
(第27条～第31条)
議会の責務 議員の責務
町民との情報共有と町民参加
町民等と議会及び議員との関係
自由討議

第8章 行 政
(第32条～第35条)
行政の責務
町長の責務
就任時の宣誓
職員の責務

第6章 協働・コミュニティ
(第22条～第26条)
協働の推進 コミュニティ
コミュニティの役割 町民とコミュニティ
行政とコミュニティ

第9章 行政運営
(第36条～第43条)
総合計画 財政運営 行政評価
行政改革 行政手続 政策法務
危機管理 公益通報

第10章 連携・協力 (第44条～第47条)
町外の人々との連携及び協力 他の市町村との連携及び協力
国及び北海道との連携及び協力 国際社会との交流及び連携

第11章 条例の見直し等 (第48条・第49条)
条例の見直し 美幌町自治推進委員会

第12章 最高規範 (第50条)

※美幌町自治基本条例は
「美幌町のホームページ」または
「美幌町総務部政策財務グループ」で
ご覧いただけます。

平成23年(2011年)6月

美幌町総務部政策財務グループ

TEL 0152-73-1111

FAX 0152-72-4869

E-MAIL seizai@town.bihoro.hokkaido.jp